

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 舟形町簡易水道会計

事業名	山形県最上郡舟形町第1舟形簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和45年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	舟形町	職員数* (H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	135.5 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1352 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	13 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数*	0.226 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率* (%)	15.7 (H19)
		経常収支比率* (%)	89.2 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	舟形町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	舟形町長 伊藤和昭
既存計画との関係	ふながた改革推進プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	舟形町ホームページ（3月議会説明予定）
基本方針	<p>「ふながた改革推進プラン」に掲げる5つの項目について、着実に推進し、「みんなが幸せであるように」安全に安心して暮らしができる、協働のまちづくりの実現を目指すため、経営健全化に取り組みます。</p> <p>※「ふながた改革推進プラン」に掲げる5つの項目</p> <ul style="list-style-type: none"> i 事務・事業の再編・整理・廃止・統合 ii 民間委託等の推進 iii 定員管理及び給与の適正化 IV 出先機関の見直し V 経費削減等の財政効果

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			22.1	22.1
	補償金免除額			3.9	3.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業		31,081	22,186	53,267
合 計 (A)			31,081	22,186	53,267
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町の水道事業は、安全・安心で安定した飲料水供給の維持向上を図るため、これまで5期に及ぶ水道施設の建設や拡張、改良事業等に取り組み、ほぼ全域に水道が普及（普及率99.5%）し、町民生活の向上、社会経済の発展に大きな役割を果たしてきている。これまでも前述のとおり安全・安心で安定した飲料水を供給するための整備を実施してきたが、依然として石綿管が全体の13%を占めており、早急に整備を進めなければならない現状である。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金の徴収対策 ○滞納整理を強化し収納率の向上を図る。</p> <p>課題 ② 民間的経営手法等の導入 ○施設等の維持管理業務の民間委託。</p> <p>課題 ③ 給与等削減 ○時間外勤務手当を17年度に比して半減。 ○他事業（下水道等）職員と連携をとり、人件費の削減を図る。</p> <p>課題 ④ 職員数削減 ○他事業（下水道等）職員と連携をとり、職員数の削減を図る。</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (計画前年度)	平成20年度 (計画第2年度) (計画前年度)	平成21年度 (計画第3年度) (計画前年度)	平成22年度 (計画第4年度) (計画前年度)	平成23年度 (計画第5年度) (計画前年度)
資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率*	92	91	91	90	74	76	73	71	69	66
総収支比率(法適用)										
経常収支比率(法適用)										
営業収支比率(法適用)										
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)	107	107	105	99	92	80	88	90	86	91
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)										
収益的収入分	14	15	11	6	10	11	10	10	9	11
うち基準内繰入金	14	12	11	6	10	11	10	10	9	11
うち基準外繰入金	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入金等										
うち赤字補てん的なもの										
資本的収入分	10	11	5	4	100	45	32	23	36	24
うち基準内繰入金	10	11	5	4	100	45	32	23	36	24
うち基準外繰入金										
うち赤字補てん的なもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入(又は資本的収入) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

年間総有収水量

年間総有収水量

年間総有収水量

年間総有収水量

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	安全・安定・安価な飲料水の供給を目指し、供給単価と給水原価のバランスを考慮し、全国・県などの平均料金と比較し設定。
2 他会計繰入金の見込み	国の定める地方公営企業繰出金の基準内とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	地震対策として管布設替えの基幹改良と病原性原虫対策としての施設の増補改良を国の補助事業で行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題④について、平成17年度の機構改革による班体制により人件費の削減を図っている。目標（平成22年度）91名に対し、平成19年4月1日現在90名で進捗率133.3%。国・県・近隣自治体と比較して、是正を要するものを見直す。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題③について、国家公務員に併せて見直し済。地域手当の支給はなし。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題③について、国の行(二)給料表を基に国家公務員と併せて見直し済。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	課題③について、平成18年4月1日より廃止済。
◇ 福利厚生事業のあり方	課題③について、町単独では年1回職員の検診事業のみ。共済組合の福利厚生事業に参加。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題②については、施設の維持管理業務委託を平成18年度に単年度契約し経費削減を図った。平成19年度は施設の維持管理業務委託を4年間の長期契約をし、更なる経費削減を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②については、平成18年度から維持管理業務を民間委託している。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準は適正と考えている。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	ホームページにて公開。
○ 行政評価の導入	経営意識、説明責任の観点から、行政評価システムの導入により目標設定と進行管理及び町民への公表を行う。
5 その他	課題①について、未納者に対し個別に納入相談を行い、納入計画をたて計画にそった納入を実施し収納率の向上を図る。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
課題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度の機構改革による班体制により、他事業（下水道等）職員と連携をとることで職員数及び人件費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	石綿管の改修により漏水による修繕費の削減が3百万円程見込まれる。施設等の維持管理業務を民間委託とし経営の効率化を図る。補助事業が平成17年度に完了したことにより、付随する単独費用の工費が10百万円程削減されている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出し なし
4 その他	未納者に対し個別に納入相談を行い、納入計画を立てて計画にそった納入を実施するなど未収金の徴収対策を強化し、収納率の向上を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

